

平成27年度行政事業レビューシート ( 内閣府 )

<b>事業名</b>	災害救助等に要する経費			<b>担当部局庁</b>	政策統括官(防災担当)	<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始年度</b>	昭和25年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	<b>担当課室</b>	参事官(被災者行政担当)	尾崎 俊雄		
<b>会計区分</b>	一般会計			<b>政策・施策名</b>	38 防災行政の総合的推進(政策10-施策⑤)			
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	・災害救助法第21条 ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)第168条第2項 ・災害弔慰金の支給等に関する法律第7条第2項、第9条、第12条第1項			<b>関係する計画、通知等</b>	・災害救助費の国庫負担について ・災害救助費等負担金(国民保護訓練経費)の国庫負担について ・災害弔慰金等の国庫負担について ・災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの財源としての必要な国庫貸付金の申請等の取扱いについて			
<b>主要政策・施策</b>	国土強靱化			<b>主要経費</b>	その他の事項経費			
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	(災害救助費) ・災害に際して、国が地方公共団体等の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。 (国民保護訓練経費) ・国民保護法第42条第1項の規定に基づき、地方公共団体における武力攻撃事態等への対処能力の向上を図ることを目的とする。 (災害弔慰金等負担金) ・市町村が、自然災害により死亡した遺族に対して弔慰のために災害弔慰金を、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。 (災害援護貸付金) ・自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しに資するため、市町村が災害援護貸付金の貸付を行う。 (災害救助救援事務体制強化費) ・災害救助法等を円滑に執行できる体制を築くことを通じ、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る等の同法の目的の実現に資するため、災害救助・救援事務に関する体制を強化することを目的とする。							
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	(災害救助費、国民保護訓練経費、災害弔慰金等負担金、災害援護貸付金)別添のとおり (災害救助救援事務体制強化費) ・災害発生時における被災地での救助・救援に係る連絡調整や、平常時における災害救助・救援事務担当者会議の開催等を通じ、災害救助法の施行に係る事務、国民保護法(避難住民の救援に限る)の施行に係る事務等を円滑に執行し、災害が発生した場合や武力攻撃事態が生じた場合に、的確な救助・救援が行われるよう、災害救助・救援事務に関する体制を強化する。 ※近年の国会審議等で、被災者への対応を強化・一元化する観点から、災害救助法の所管を厚生労働省から内閣府へ移管すべきだとの議論がなされてきたところであるが、『中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日)』においても、『被災者支援の総合的な実施の観点から、災害救助法の所管を厚生労働省から災害対策基本法や被災者生活再建支援法を所管する内閣府に移管することを検討すべきである。』と指摘されたことを受け、被災者支援の総合的な実施の観点から、平成25年10月1日より内閣府(防災担当)に移管されたもの。							
<b>実施方法</b>	負担、貸付							
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>	予算の状況	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		当初予算	542	542	544	542		
		補正予算	643	1,189	561	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	▲ 124	-		
		計	1,185	1,731	981	542	0	
		執行額	1,043	1,181	716			
執行率(%)	88%	68%	73%					
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載</b>							<input type="checkbox"/> チェック	
<b>定量的な成果目標の設定が困難な</b>	<b>定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標</b>	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績			
		災害救助費等負担金、災害弔慰金等負担金、災害援護貸付金は、それぞれ法に基づき地方自治体が支出した費用の一部を負担するものであり、定量的な目標の設定はなじまない。			災害に際して、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、必要な予算措置を講じ、地方自治体において必要な金額を執行する。(平成24~26年度においては補正予算措置を講じ、地方自治体に対し必要な額を執行した。)			
		代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度
<b>事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績</b>	地方自治体が必要とする額を執行する	地方自治体からの申請額に対する執行率	実績	%	100	100	100	
			目標値	%	100	100	100	100
			達成度	%	100%	100%	100%	
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	○災害救助費等負担金	災害救助法の適用市町村数	活動実績	件	43	63	18	
			当初見込み	-	-	-	-	-
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	○災害弔慰金等負担金	災害弔慰金等支給件数	活動実績	件	86	139	182	
			当初見込み	-	-	-	-	-
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	○災害援護貸付金	災害援護資金貸付件数	活動実績	件	51	43	56	
			当初見込み	-	-	-	-	-
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	○災害救助費等負担金 災害によって実施する救助が異なり、所要額が大きく異なることから、単価当たりのコストを算出することはなじまない。 ○災害弔慰金等負担金・災害援護貸付金 支給(貸付)限度額は決まっている。			単位当たりコスト	-	-	-	-
				計算式	/	-	-	-

平成27・28年度予算 内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由
	災害救助費等負担金	202		
	災害弔慰金等負担金	140		
	災害援護貸付金	200		
	計	542	0	

**事業所管部局による点検・改善**

国費投入の必要	項目	評価	評価に関する説明
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	-	
事業の効率性	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ国庫負担すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	災害に際して、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としているため、優先度は高い。
事業の有効性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単当たりコスト等の水準は妥当か。	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
関連事業	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	災害救助費、災害弔慰金、災害援護貸付金に必要な費目に限定される。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	26年度発生した災害について、必要な経費を見込んで補正予算に計上したものの、災害援護貸付金の申請件数が見込みより少なかったなどの理由により、執行額が予算額を下回った。
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	○	精算監査を行うことにより、適正な予算の執行に努めている。
点検・改善結果	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	
点検結果	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	災害により住家を失った被災者に対し、仮の住まいとして応急仮設住宅を提供している。
改善の方向性	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		特別会計: 東日本大震災分 一般会計: 上記以外の災害分
	点検結果		災害救助費等負担金は、災害に際し、現に救助を必要とする者に対し、応急救助を実施するものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また救助に当たっては法に基づき、適切に行われている。災害弔慰金等負担金は、災害で死亡した者の遺族に対し、行政(国・都道府県、市町村)が弔慰を示すこと等を目的とするものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また支給に当たっては法に基づき、適切に災害弔慰金が支給されている。災害援護貸付金は、災害に対し、被災者が生活の立て直しを図るために市町村が貸し付けるものである。被災者のニーズに応じて貸付が行われる(事業が実施される)ため、コスト削減等の点検にはなじまいと考える。また貸付に当たっては法に基づき、適切に貸付事業が実施されている。なお、いずれも災害の発生に伴い必要となる経費であり、予め正確な所要額を見込むことはできないことから、当初予算額では必要最低限度のみを計上しており、不足額については補正予算等において対応している。
改善の方向性	法律の規定に基づき支給するものであり、改善の余地はない。		

**外部有識者の所見**

**行政事業レビュー推進チームの所見**

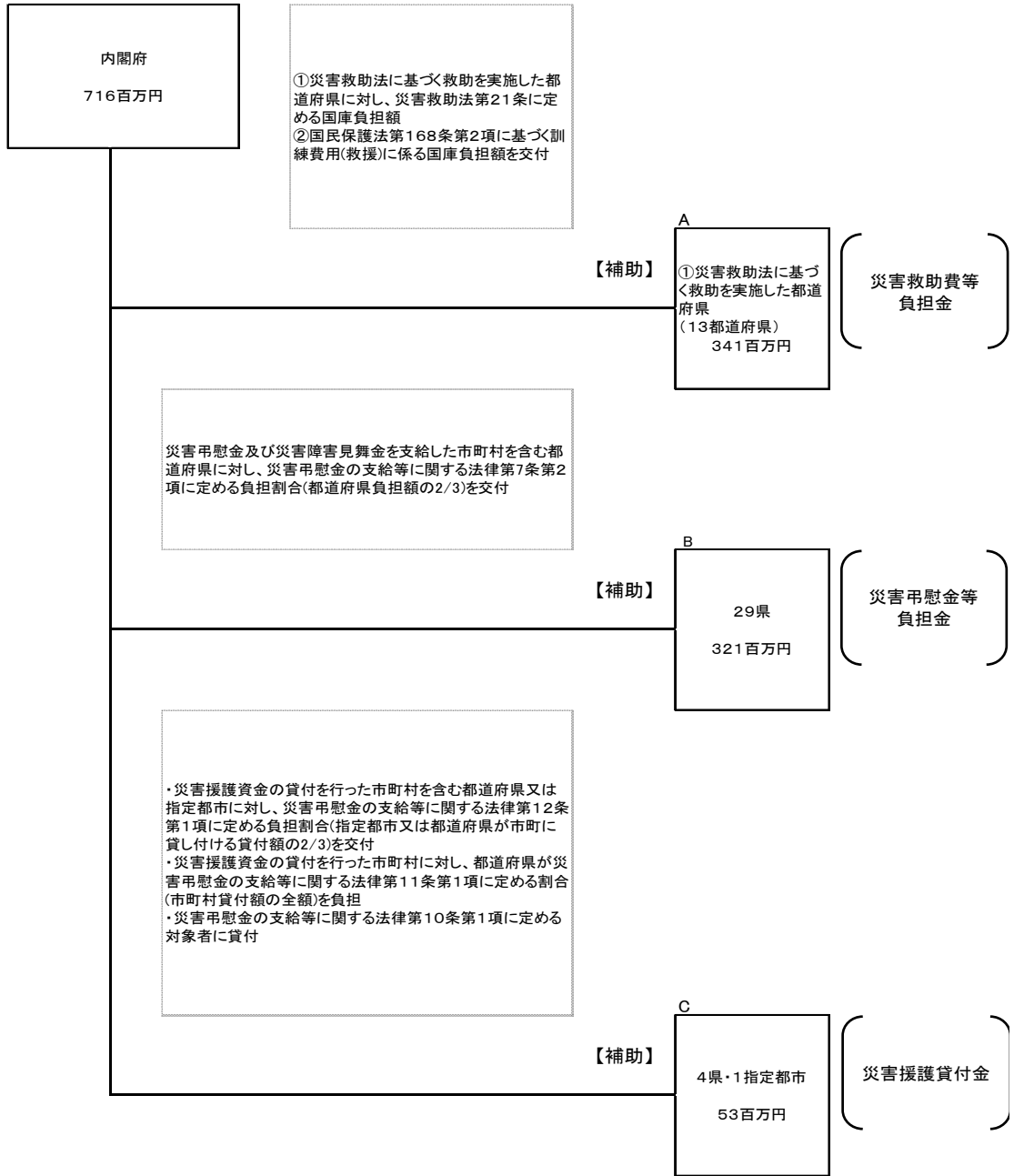
**所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況**

**備考**

平成25年10月より厚生労働省から内閣府へ移管したため、平成24年度の予算額・執行額は厚生労働省で計上、執行されたものである。また、平成25年度は当初予算は厚生労働省に計上され9月までは厚生労働省で執行していたが、その後内閣府に移管されている。

関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年度	-	平成23年度	-
平成25年度	厚生労働省698、699、700	平成26年度	0048

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

A.長野県

E.

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
負担金	災害救助法に基づく救助	158			
計		158	計		0
B.広島県			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
負担金	災害弔慰金等	94			
計		94	計		0
C.広島市			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
貸付金	災害援護資金貸付金	26			
計		26	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載  チェック

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長野県	災害救助法に基づく救助	158	-	-
2	広島県	災害救助法に基づく救助	93	-	-
3	兵庫県	災害救助法に基づく救助	28	-	-
4	徳島県	災害救助法に基づく救助	25	-	-
5	熊本県	災害救助法に基づく救助	12	-	-
6	京都府	災害救助法に基づく救助	8	-	-
7	和歌山県	災害救助法に基づく救助	5	-	-
8	高知県	災害救助法に基づく救助	4	-	-
9	福岡県	災害救助法に基づく救助	4	-	-
10	大分県	災害救助法に基づく救助	1	-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島県	災害弔慰金等	94	-	-
2	愛知県	災害弔慰金等	36	-	-
3	秋田県	災害弔慰金等	30	-	-
4	東京都	災害弔慰金等	15	-	-
5	長野県	災害弔慰金等	15	-	-
6	兵庫県	災害弔慰金等	15	-	-
7	青森県	災害弔慰金等	11	-	-
8	群馬県	災害弔慰金等	10	-	-
9	岐阜県	災害弔慰金等	9	-	-
10	神奈川県	災害弔慰金等	8	-	-

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	災害援護資金貸付金	26	-	-
2	京都府	災害援護資金貸付金	20	-	-
3	徳島県	災害援護資金貸付金	4	-	-
4	長野県	災害援護資金貸付金	2	-	-
5	千葉県	災害援護資金貸付金	1	-	-

支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載

チェック